

成績評定考査基準（営繕版）

1 考査項目及び細目

1) 考査項目及び細目は次のとおりとする。

項 目	細 目
専門技術力	提案力、技術力 業務執行技術力 施工時への配慮 コスト把握力
管理技術力	工程管理能力 品質管理能力 迅速性、弾力性、調整能力
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観
成果品の品質	

注 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

2 採点表考査基準

1) 評定者は、当該業務の履行状況に応じ、加減点要素の各項目に従って、評定を行うものとする。

2) 成績評定表及び成績評定基準書の文言を次の通り読み替える

	原 文	読 み 替 え 後
成 績 評 定 表 及び成績評定基準書	詳細設計	営繕工事設計業務
	照査技術者	主任技術者
成績評定基準書	共通仕様書第 1112 条	営繕工事設計業務委託共通仕様書 3.5
	採点上の補足	採点上の補足（営繕版）
	業務カルテ	PUBDIS
	地元住民	近隣住民及び関係団体
	JASIC	RIBC2

3) 設備・構造の評定を伴う評定は総合的に判断する。

3 主任調査員考査基準

1) 事故等による減点

当該業務遂行中に受託者に起因する事故等が発生し、指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表 1 を参考として－15 点まで減点することができる。

別表－1 受託者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	書面又は口頭による警告	指名停止 1 ヶ月まで	指名停止 1 ヶ月を超える
考査点	－ 5 点	－ 10 点	－ 15 点

【適応事例】

- ・ 業務計画書等に故意的な虚偽記載があった。
- ・ 発注者の承諾無なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 一括再委託を行った。
- ・ 打ち合わせ協議又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・ 当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。
- ・ 当該業務において安全管理が不十分であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・ その他（理由： ）

2) 瑕疵補修及び損害賠償による減点

成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約者のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵補修又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の評定点に対して、別表2を参考として－20点まで減点することができる。

ただし、ここでいう瑕疵補修とは、軽微なミスの修正ではない大幅は修補をいう。

また、総合評点が採択された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点するものとする。

別表2

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
考 査 点	－10	－20

4 業務調査員及び検査員審査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、加減点要素の各項目に従って、評定を行うものとする。

参考：採点上の補足（営繕版）

採点表の評価項目で“高度な技術レベル”“難易度の高い業務”の項目があるが、これに関しては次の欄に該当する項目に応じた成果により評価する。

	建築物	“高度な技術レベル”“難易度の高い業務”の例
総合	特殊な敷地上の建築物	・ 著しい高低差がある敷地の場合 ・ 特殊な平面形状の敷地の場合 ・ 崖地等特殊な立地条件又は自然環境にある敷地の場合
	木造の建築物	・ 木造建築物(設計資料の調査・検討に要する時間が増加、材料の調達・手配に係る業務量が増加など)の場合
構造	特殊な形状の建築物	・ 上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、柱抜けなどの計画を行わなければならない場合 ・ 地下が深く、土圧・水圧への特別な配慮を行わなければならない場合 ・ 塔状比の大きい建築物で特別な引き抜き抵抗を要する場合 ・ スキップフロアやスロープを有し、「階」の概念が特殊となる場合
	特殊な敷地上の建築物	・ 支持地盤の傾斜や不陸により基礎構造が複雑な場合 ・ 軟弱地盤で液状化や圧密沈下の恐れがある場合 ・ 地中に存在する鉄道や道路を構造体が回避しなければならない場合や、隣接地に鉄道や道路があり、振動の影響の調査を必要とする場合 ・ 著しい高低差がある敷地で、片土圧の影響が大きい場合
	特殊な解析、性能検証等を要する建築物	・ 塔状建物や超高層建物で、風の影響の検討(風応答解析など)を必要とする場合 ・ プラントなど特殊な荷重が複雑に作用する建築物の場合 ・ 精密機械工場など特別な使用性能の検討を要する場合 ・ 著しく長大な建築物で温度変化の影響の検討を要する場合 ・ 特別な構造基準を要する場合
	特殊な構造の建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	・ 膜構造、ケーブル構造、プレストレスコンクリート造など特殊工法を適用する場合
	免震建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	・ 告示による免震建築物の場合
	木造の建築物	・ 木造建築物(許容応力度計算に燃えしろ計算が追加、部材数が多くなり構造計算に要する時間が増加など)の場合
設備	特殊な敷地上の建築物	・ 計画地のインフラ特性に応じた井戸、浄化槽設備等の設備を要する場合 ・ 排水本管のレベルが高いなど、公共インフラとの接続が困難な場合
	特別な性能を有する設備が設けられる建築物	・ 太陽熱、井水、河川水、地中熱等の利用や省エネルギー性能指標(BEI)が 0.75～0.5 相当の省エネ性能を高める設備を要する場合 ・ コージェネレーション、蓄熱、蓄電、地域冷暖房等や複数又は異なる種類の機器を組み合わせた複雑な設備システム構築を要する場合 ・ 被災時のインフラ途絶等の際に電源や給排水等の機能維持性能を高める設備を要する場合 ・ 特殊な防排煙設備、消火設備や防災、防犯等の信頼性を高める設備を要する場合 ・ 光、温熱、気流、音響環境等の快適性を高める設備を要する場合